

大野市情報公開・個人情報保護・行政不服審査会告示第1号

大野市情報公開条例（平成16年条例第4号。以下「条例」という。）第30条の規定により、大野市情報公開・個人情報保護・行政不服審査会の答申の内容を次のように公表する。

平成28年11月11日

大野市情報公開・個人情報保護・行政
不服審査会

会長 藤井 健夫

1 異議申立ての趣旨

異議申立人が平成28年2月9日付けで行った情報公開請求に対し、大野市教育委員会が平成28年2月16日付けで行った一部公開決定の処分を取消し、非公開部分について公開を求めるもの

2 公文書の件名又は内容

「大野市小中学校再編計画素案に対する学校教育審議会の会議録」

3 審査会の結論

大野市教育委員会は、条例の目的に則して、公開・非公開を判断すべきであり、審議会出席委員及び発言者の氏名、職名（個人を特定できる職名・部署名・経歴などをいう。）並びに発言者の発言中の個人の氏名及び当該個人を特定できる事項を除いて、処分を取り消し、公開することが相当である。

第1 審査会の結論

異議申立人が、平成28年2月9日付けで行った「大野市小中学校再編計画素案に対する学校教育審議会の会議録(教育総務課課長補佐名をもって作成された復命書の形式によるもの。)」(以下「本件公文書」という。)の公開請求に対し、大野市教育委員会(以下「実施機関」という。)が公文書一部公開を決定し、平成28年2月16日付け教第212号で通知した処分(以下「本件処分」という。)は、出席委員及び発言者の氏名、職名(個人を特定できる職名・部署名・経歴などをいう。)並びに発言者の発言中の個人の氏名及び当該個人を特定できる事項を除いて公開することが相当である。

第2 諮問等に係る経緯

- 1 異議申立人は、平成28年2月9日付けで、大野市情報公開条例(平成16年大野市条例第4号。以下「条例」という。)第6条第1項の規定により、実施機関に対し、本件公文書の公開請求を行った。
- 2 実施機関はこれに対し、条例第7条第5号に該当するとして、本件公文書一部公開の決定を行い、同年2月16日付け教第212号で、その旨を通知した。
- 3 異議申立人は、本件処分を不服として、同年3月10日付けで、平成26年法律第68号改正前の行政不服審査法(昭和37年法律第160号)第6条の規定により、異議申立てを行い(受付番号教第351号)、実施機関はこれを受けて同年3月24日付け教第434号で、大野市情報公開・個人情報保護審査会(以下「当審査会」という。)に対して、諮問を行った。

第3 異議申立人の主張の要旨

1 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、条例第6条第1項に基づく本件公文書の公開請求に対し、平成28年2月16日付けで実施機関が行った本件処分を取消し、本件公文書の全部公開を求めるというものである。

2 異議申立ての理由

異議申立人が主張する請求の主たる理由の要旨は、以下のとおりである。

実施機関は、本件処分について、条例第7条第5号に該当し、公にすることにより審議会委員相互の率直な意見の交換、意思決定の中立性が不当に損われる

おそれがあり、学校教育審議会（以下「審議会」という。）のみならず他の審議会等にも影響を及ぼすということを主な論拠としている（平成28年3月24日付け当審査会宛ての諮問書参照）が、実施機関の処分は、日本国憲法第21条に規定されている「知る権利」に反している。

公文書の内容は、条例第7条第5号の「率直な意見交換、若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に市民の間に混乱を生じられるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの」には該当しない。

第4 実施機関の説明の要旨

1 実施機関の説明の要旨は、以下のとおりである。

(1) 審議会は、大野市学校教育審議会設置要綱（平成8年3月19日教委訓令第3号。以下「要綱」という。）に基づき、大野市小・中学校及び幼稚園教育の向上発展を期するため設けられている。（要綱第1条）。

(2) 委員は10名以内とされ、学校教育について優れた見識を有する者のうちから教育委員会が委嘱又は任命する。（要綱第3条）。任期は2年間とし再任を妨げない。

(3) 審議会は、会長が必要に応じて招集し、会議の議長となる。（要綱第5条）。

(4) 審議会の庶務は、教育委員会事務局において処理する。（要綱第7条）。

(5) この要綱に定めるもののほか、審議会に関し必要な事項は、その都度協議して定める。（要綱第8条）。

2 以上を受け、本件審議会においては第1回会議の冒頭で、非公開と委員の守秘義務が確認された。（平成28年6月23日当審査会の第3回審議期日において実施機関の担当者から聴取した。）

3 議事録作成については、明文の定めがなく教育委員会庶務の慣例により、教育総務課課長補佐が録取し、成文となし、同課長補佐の市長宛復命書として記録に編綴している。

4 本件処分については、条例第7条第5号に該当し、公にすることにより審議会委員相互の率直な意見の交換、意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあり、審議会のみならず他の審議会等にも影響を及ぼすおそれがある。

- 5 これを具体的に言えば、審議会は、大野市小・中学校及び幼稚園教育の向上発展を期するため設けられているもので、委員による意思表示及び議論が何らの制約を受けることなく、率直に行われることが求められており、その意思決定に不当な影響が及ぶおそれを極力排除する必要がある。審議会の議事録を一部非公開とした理由は、会議と同様に、議事録を公開することで、委員の率直な意見の交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあること、また、将来の同種類類似の事案の処理に影響を及ぼし、又は及ぼしかねない情報等が公開されることにより、無用な誤解や推測を招く等のおそれを回避する必要があるためである。また、発言者名を非公開としても、各委員の発言内容を照査することにより、発言者を特定することが可能である。

第5 審査会の判断の理由

- 1 条例は、市民の情報公開請求権を制度的に保障し、市の市民に対する説明責任の全うと市民の市政への参加の促進を図るため、市に、その保有する行政情報を原則として公開することを義務付けている。本件の審議会議事復命書は、実施機関の職員が職務上作成した文書であり、議事録の実体を有する条例所定の「行政情報」に該当する。したがって、本件議事録は、条例第7条の非公開情報に該当しないかぎり、これを公開すべきこととなる。
- 2 この点について、実施機関は、本件議事録の審議内容については、条例第7条第5号「審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあるもの」に、また、本件議事録中の委員氏名、職名及び印影については条例第7条第2号に該当する、と主張する。
- 3 確かに、本件審議会では、第1回会議の際に「会議非公開」と「委員の守秘義務」が確認されている。これは審議会における審議が率直な意見交換によって行われ、これによって会議体の意思が中立な立場で決定されることを求めた趣旨と解される。会議が公開されると会議体の出席者が往々にして傍聴人や報道関係者から心理的圧迫を受けて自由な意見交換ができなくなり、又は傍聴人等に迎合するような質疑発言をするおそれがあるため、このような事態を回避し、委員が議事に専念できるようにして審理の充実を図る必要があるからである。
- 4 しかし、会議が非公開であったとしても、その会議の議事録を事後的にも当

然に非公開となしうるものではない。会議の非公開は、前述のとおり、進行中の審議における率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性を図ることにその眼目があり、会議の非公開とその会議の経過や結果を記録した議事録を事後的に公開することとは事柄の性質上両立しうるものだからである。また、会議が非公開であって傍聴できない場合に、市民が行政の意思形成過程を知ろうとするときは、当該会議の議事録の公開は重要かつ不可欠な手段ともなる。

行政情報は原則として公開されるべきとする情報公開制度のもとでは、会議体が内部で議事録の非公開を決定することはできず、あくまでも事案に即して、当該議事録の性質や内容が条例上の非公開情報に該当するかどうかを検討しなければならない。

5 以下、これを検討する。

(1) 本件審議会の経過は、次のとおりである。

ア 平成27年8月25日(火)午後7時から8時55分まで
結とびあ201・202会議室

イ 平成27年10月15日(木)午後7時から8時50分まで
結とびあ308・309会議室

ウ 平成27年11月2日(月)午後7時から8時45分まで
結とびあ201・202会議室

エ 平成27年11月26日(木)午後7時から9時10分まで
結とびあ201・202会議室

オ 平成27年12月17日(木)午後7時から8時40分まで
結とびあ201・202会議室 答申案を可決。

(2) いずれの会議も1時間半から2時間以上をかけており、議事録(復命書)の頁数から見ても多くの意見が真剣に交わされたことが伺える。

(3) すなわち、小中学校の再編については、市民に多くの意見が予想され、そのために本審議会の協議と、学校再編住民説明会における説明、意見聴取が実施されたのである。

(4) 異議申立人としては、本審議会がどのような議論の過程を経て、上記の答申に至る意思を形成したのかを知ることは重要であり、行政の説明責任という観点からしても、実施機関がこの意思形成過程を公開することは重要な責務である。

(5) 一方、実施機関は、本審議会議事録を公開した場合に、関係者が委員個人を特定していろいろと言ってくるなど、不当な圧力を加えてくる事態を想定し、その弊害を憂慮して、これらが条例第7条第5号に該当すると考えている。

(7) 現在の行政運営においては、情報公開制度が極めて重要な制度となっている。単に率直な意見交換が阻害されるおそれがあると抽象的な理由のみで議事録を非公開にすべきではなく、公開することによる支障が、公開のもたらす利益と比較衡量してもなお看過できないほど大きい場合に限って、非公開にすることが容認されるというべきである。

(8) 本件の審議会は、学校教育の研究者、学校現場の経験者、教育行政の専門家、PTAなどの学校関係団体の経験者などの審議委員が、専門的な視野で審議し、将来の子ども人口の予測、学校運営の効率化といわゆるマンモス校の解消、専門教育にたけた教職員の配置可能性、地域における学校の役割、生徒の通学の便と安全性などを研究、議論のうえ学校再編の方向を答申しており、審議検討事項の中には、特に秘密にすべき自由裁量的な判断などは含まれておらず、公開することによる支障が、公開のもたらす利益と比較衡量してもなお看過できないほど大きい場合とは言えない。

したがって、本審議会委員の率直な意見の交換を確保するためには、本件公文書における出席委員や発言者の氏名、職名(個人を特定できる職名・部署名・経歴などを云う。)及び印影など、当該個人を特定できる事項を除いて公開することが相当である。

(9) なお、本件議事録中には、委員の発言中に委員以外の個人氏名が含まれている箇所があるが、これらの第三者の氏名は、個人情報非公開原則を定めた条例第7条第2号により非公開とされるべきものである。

以上により本件異議申立てについて当審査会は、前記第1のとおり答申する。

第6 審査会の経過

当審査会の処理経過は、次のとおりである。

年月日	審査の経過
平成28年3月24日	・諮問書受理（実施機関は大野市教育委員会）
平成28年4月21日	・経緯説明
平成28年5月24日	・実施機関の意見陳述
平成28年6月23日	・実施機関から理由の追加釈明書を受理 ・口頭にて補足を聴取 ・審査請求人の意見書受理、意見陳述聴取
平成28年8月23日	・審議
平成28年10月18日	・意見書審議、意見決定

大野市情報公開・個人情報保護審査会委員名簿（五十音順）

氏 名	役 職 等	備 考
内田 至保	自営業	委 員
神田 芳和	弁護士	会長職務代理者
谷脇 一治	元大野市職員	委 員
南部 友子	保護司	委 員
藤井 健夫	弁護士	会 長

（平成28年10月18日現在）

大野市情報公開・個人情報保護・行政不服審査会告示第2号

大野市情報公開条例（平成16年条例第4号。以下「条例」という。）第30条の規定により、大野市情報公開・個人情報保護・行政不服審査会の答申の内容を次のように公表する。

平成28年11月11日

大野市情報公開・個人情報保護・行政不服審査会

会長 藤井 健夫

1 異議申立ての趣旨

異議申立人が平成28年2月1日付けで行った情報公開請求に対し、大野市教育委員会が平成28年2月15日付けで行った一部公開決定の処分を取消し、非公開部分について公開を求めるもの

2 公文書の件名又は内容

「大野市小中学校再編計画素案に対する学校教育審議会の議事録」

3 審査会の結論

大野市教育委員会は、条例の目的に則して、公開・非公開を判断すべきであり、審議会出席委員及び発言者の氏名、職名（個人を特定できる職名・部署名・経歴などをいう。）並びに発言者の発言中の個人の氏名及び当該個人を特定できる事項を除いて、処分を取り消し、公開することが相当である。

第1 審査会の結論

異議申立人が、平成28年2月1日付けで行った「大野市小中学校再編計画素案に対する学校教育審議会の議事録(教育総務課課長補佐名をもって作成された復命書の形式によるもの)」(以下「本件公文書」という。)の公開請求に対し、大野市教育委員会(以下「実施機関」という。)が公文書一部公開を決定し、平成28年2月15日付け教第207号で通知した処分(以下「本件処分」という。)は、出席委員及び発言者の氏名、職名(個人を特定できる職名・部署名・経歴などをいう。)並びに発言者の発言中の個人の氏名及び当該個人を特定できる事項を除いて公開することが相当である。

第2 諮問等に係る経緯

- 1 異議申立人は、平成28年2月1日付けで、大野市情報公開条例(平成16年大野市条例第4号。以下「条例」という。)第6条第1項の規定により、実施機関に対し、本件公文書の公開請求を行った。
- 2 実施機関はこれに対し、条例第7条第5号に該当するとして、本件公文書一部公開の決定を行い、同年2月15日付け教第207号で、その旨を通知した。
- 3 異議申立人は、本件処分を不服として、同年3月16日付けで、平成26年法律第68号改正前の行政不服審査法(昭和37年法律第160号)第6条の規定により、異議申立てを行い(受付番号教第387号)、実施機関はこれを受けて同年3月24日付け教第435号で、大野市情報公開・個人情報保護審査会(以下「当審査会」という。)に対して、諮問を行った。

第3 異議申立人の主張の要旨

1 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、条例第6条第1項に基づく本件公文書の公開請求に対し、平成28年2月15日付けで実施機関が行った本件処分のうち、本件公文書の主要な部分である各委員の発言内容の大部分を非公開としたのは、違法であるからこれを取消し、更なる公開を求めるというものである。

2 異議申立ての理由

異議申立人が主張する請求の主たる理由の要旨は、以下のとおりである。

実施機関は、本件処分について、条例第7条第5号に該当し、公にすることによ

り審議会委員相互の率直な意見の交換、意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあり、学校教育審議会（以下「審議会」という。）のみならず他の審議会等にも影響を及ぼすということを主な論拠としている（平成28年3月24日付け当審査会宛ての諮問書参照）が、審議会の結論が出る前に各委員の発言の公開を求め、その内容を検討批判して答申内容に影響を及ぼそうというのではなく、既になされた答申の形成過程を検証するために、委員の発言（議論内容）の公開を求めるものである。

実施機関の主張は、事後の会議内容の公開も一切認めないというもので、民主主義的な検証・検討・批判が不可能となる。

第4 実施機関の説明の要旨

1 実施機関の説明の要旨は、以下のとおりである。

（1）審議会は、大野市学校教育審議会設置要綱（平成8年3月19日教委訓令第3号。以下「要綱」という。）に基づき、大野市小・中学校及び幼稚園教育の向上発展を期するため設けられている。（要綱第1条）。

（2）委員は10名以内とされ、学校教育について優れた見識を有する者のうちから教育委員会が委嘱又は任命する。（要綱第3条）。任期は2年間とし再任を妨げない。

（3）審議会は、会長が必要に応じて招集し、会議の議長となる。（要綱第5条）。

（4）審議会の庶務は、教育委員会事務局において処理する。（要綱第7条）。

（5）この要綱に定めるもののほか、審議会に関し必要な事項は、その都度協議して定める。（要綱第8条）。

2 以上を受け、本件審議会においては第1回会議の冒頭で、非公開と委員の守秘義務が確認された。（平成28年6月23日当審査会の第3回審議期日において実施機関の担当者から聴取した。）

3 議事録作成については、明文の定めがなく教育委員会庶務の慣例により、教育総務課課長補佐が録取し、成文となし、同課長補佐の市長宛復命書として記録に編綴している。

4 本件処分については、条例第7条第5号に該当し、公にすることにより審議会委員相互の率直な意見の交換、意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ

があり、審議会のみならず他の審議会等にも影響を及ぼすおそれがある。

- 5 これを具体的に言えば、審議会は、大野市小・中学校及び幼稚園教育の向上発展を期するため設けられているもので、委員による意思表示及び議論が何らの制約を受けることなく、率直に行われることが求められており、その意思決定に不当な影響が及ぶおそれを極力排除する必要がある。審議会の議事録を一部非公開とした理由は、会議と同様に、議事録を公開することで、委員の率直な意見の交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあること、また、将来の同種類似の事案の処理に影響を及ぼし、又は及ぼしかねない情報等が公開されることにより、無用な誤解や推測を招く等のおそれを回避する必要があるためである。また、発言者名を非公開としても、各委員の発言内容を照査することにより、発言者を特定することが可能である。

第5 審査会の判断の理由

- 1 条例は、市民の情報公開請求権を制度的に保障し、市の市民に対する説明責任の全うと市民の市政への参加の促進を図るため、市に、その保有する行政情報を原則として公開することを義務付けている。本件の審議会議事録は、実施機関の職員が職務上作成した文書であり、議事録の実体を有する条例所定の「行政情報」に該当する。したがって、本件議事録は、条例第7条の非公開情報に該当しないかぎり、これを公開すべきこととなる。
- 2 この点について、実施機関は、本件議事録の審議内容については、条例第7条第5号「審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあるもの」に、また、本件議事録中の委員氏名、職名及び印影については条例第7条第2号に該当する、と主張する。
- 3 確かに、本件審議会では、第1回会議の際に「会議非公開」と「委員の守秘義務」が確認されている。これは審議会における審議が率直な意見交換によって行われ、これによって会議体の意思が中立な立場で決定されることを求めた趣旨と解される。会議が公開されると会議体の出席者が往々にして傍聴人や報道関係者から心理的圧迫を受けて自由な意見交換ができなくなり、又は傍聴人等に迎合するような質疑発言をするおそれがあるため、このような事態を回避し、委員が議事に専念できるようにして審理の充実を図る必要があるからである。

- 4 しかし、会議が非公開であったとしても、その会議の議事録を事後的にも当然に非公開となしうるものではない。会議の非公開は、前述のとおり、進行中の審議における率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性を図ることにその眼目があり、会議の非公開とその会議の経過や結果を記録した議事録を事後的に公開することとは事柄の性質上両立しうるものだからである。また、会議が非公開であって傍聴できない場合に、市民が行政の意思形成過程を知ろうとするときは、当該会議の議事録の公開は重要かつ不可欠な手段ともなる。

行政情報は原則として公開されるべきとする情報公開制度のもとでは、会議体が内部で議事録の非公開を決定することはできず、あくまでも事案に即して、当該議事録の性質や内容が条例上の非公開情報に該当するかどうかを検討しなければならない。

- 5 以下、これを検討する。

(1) 本件審議会の経過は、次のとおりである。

- ア 平成26年6月5日(木)午後7時から8時35分まで
結とびあ309会議室
- イ 平成26年7月7日(月)午後6時55分から9時10分まで
結とびあ201・202会議室
- ウ 平成26年8月26日(火)午後7時から8時50分まで
結とびあ201・202会議室
- エ 平成26年10月6日(月)午後7時から8時50分まで
結とびあ201・202会議室
- オ 平成26年11月4日(火)午後7時から9時10分まで
結とびあ201・202会議室
- カ 平成26年11月20日(木)午後7時から8時20分まで
結とびあ201・202会議室
- キ 平成27年1月15日(木)午後7時から8時30分まで
結とびあ201・202会議室
- ク 平成27年8月25日(火)午後7時から8時55分まで
結とびあ201・202会議室
- ケ 平成27年10月15日(木)午後7時から8時50分まで
結とびあ308・309会議室

コ 平成27年11月2日(月)午後7時から8時45分まで
結とびあ201・202会議室

サ 平成27年11月26日(木)午後7時から9時10分まで
結とびあ201・202会議室

シ 平成27年12月17日(木)午後7時から8時40分まで
結とびあ201・202会議室 答申案を可決。

- (2) キとクの間に7か月間の空きがあるのは、住民説明会が開催され、クとケの間に2か月間あるのは説明会での意見を整理集約し、審議会の各委員に検討期間を与えたためである。
- (3) いずれの会議も1時間半から2時間以上をかけており、議事録(復命書)の頁数から見ても多くの意見が真剣に交わされたことが伺える。
- (4) すなわち、小中学校の再編については、市民に多くの意見が予想され、そのために本審議会の協議と、学校再編住民説明会における説明、意見聴取が実施されたのである。
- (5) 異議申立人としては、本審議会がどのような議論の過程を経て、上記の答申に至る意思を形成したのかを知ることは重要であり、行政の説明責任という観点からしても、実施機関がこの意思形成過程を公開することは重要な責務である。
- (6) 一方、実施機関は、本審議会議事録を公開した場合に、関係者が委員個人を特定していろいろと言ってくるなど、不当な圧力を加えてくる事態を想定し、その弊害を憂慮して、これらが条例第7条第5号に該当すると考えている。
- (7) 現在の行政運営においては、情報公開制度が極めて重要な制度となっている。単に率直な意見交換が阻害されるおそれがあると抽象的な理由のみで議事録を非公開にすべきではなく、公開することによる支障が、公開のもたらす利益と比較衡量してもなお看過できないほど大きい場合に限って、非公開にすることが容認されるというべきである。
- (8) 本件の審議会は、学校教育の研究者、学校現場の経験者、教育行政の専門家、PTAなどの学校関係団体の経験者などの審議委員が、専門的な視野で審議し、将来の子ども人口の予測、学校運営の効率化といわゆるマンモス校の解消、専門教育にたけた教職員の配置可能性、地域における学校の役割、

生徒の通学の便と安全性などを研究、議論のうえ学校再編の方向を答申しており、審議検討事項の中には、特に秘密にすべき自由裁量的な判断などは含まれておらず、公開することによる支障が、公開のもたらす利益と比較衡量してもなお看過できないほど大きい場合とは言えない。

したがって、本審議会委員の率直な意見の交換を確保するためには、本件公文書における出席委員や発言者の氏名、職名(個人を特定できる職名・部署名・経歴などをい云う。)及び印影など、当該個人を特定できる事項を除いて公開することが相当である。

- (9) なお、本件議事録中には、委員の発言中に委員以外の個人氏名が含まれている箇所があるが、これらの第三者の氏名は、個人情報の非公開原則を定めた条例第7条第2号により非公開とされるべきものである。

以上により本件異議申立てについて当審査会は、前記第1のとおり答申する。

第6 審査会の経過

当審査会の処理経過は、次のとおりである。

年月日	審査の経過
平成28年3月24日	・ 諮問書受理（実施機関は大野市教育委員会）
平成28年4月21日	・ 経緯説明
平成28年5月24日	・ 実施機関の意見陳述
平成28年6月23日	・ 実施機関から理由の追加釈明書を受理 ・ 口頭にて補足を聴取 ・ 審査請求人の意見書受理、意見陳述聴取
平成28年8月23日	・ 審議
平成28年10月18日	・ 意見書審議、意見決定

大野市情報公開・個人情報保護審査会委員名簿（五十音順）

氏 名	役 職 等	備 考
内田 至保	自営業	委 員
神田 芳和	弁護士	会長職務代理者
谷脇 一治	元大野市職員	委 員
南部 友子	保護司	委 員
藤井 健夫	弁護士	会 長

（平成28年10月18日現在）